

# 補章 スリ・ランカの子どもの教育・保健・福祉の概要

第1節 スリ・ランカの概要

第2節 スリ・ランカの教育

第3節 スリ・ランカの子どもの保健及び福祉

## 概要

補章では、本研究の対象とするスリ・ランカの概要を簡潔に示した上で、本研究の重要な背景となるスリ・ランカの子どもの教育、保健及び福祉の状況についてその概要を示す。

## 第1節 スリ・ランカの概要

### 1. スリ・ランカの地理

スリ・ランカは、インド亜大陸の南のインド洋に浮かぶ島である。東西の最長は225キロメートル、南北は435キロメートルであり、国土面積は5万5600平方キロメートルである。日本の北海道と比べるとその8割ほどの大きさである。

人口は1996年の統計で、1832万人である。人口密度は1平方キロメートルあたり292人であり、日本より低く、インドと同程度、パキスタン、ネパールより高い。

人口増加率は、政府による産児制限政策の成功により押さえられており、合計特殊出生率(Total fertility rate: 女子1人あたり生涯出生児数)は1981年に3.3人、1987年において2.8人である(Baldwin, 1991)。

現在でも総人口の7割が農村部に住み、1割がプランテーションの農園に、2割が都市部に住む。都市部住民人口のほとんどは、西部州に集中している(Baldwin, 1991)。

Appendix 補—1—1 にスリランカの行政区分地図を示す。

### 2. スリ・ランカの気候

気候は、高温多湿の熱帯性である。特色としては、年2回の季節風である、南西モンスーンと北東モンスーンの影響が大きいことがあげられる。5月から9月のヤラ期には島の南西部に多量の降雨がみられる。11月から3月のあいだは、マハ期とよばれ、北東部で雨が多い。気温は赤道に近いので大きな変化はなく、平地では年間27～28度くらいである。

### 3. スリ・ランカの歴史

1948年2月にイギリス連邦内の自治領として独立した。1972年に共和制に

移行し、正式名称を「スリ・ランカ民主社会主義共和国」(Democratic Socialist Republic of Sri Lanka)とした。

スリ・ランカとは、正確にはシュリー・ランカーでシュリーは聖なるの意味、ランカーは光輝くというサンスクリット起源とされる。住民の大半は古代においてインドから渡来してきたとされる。古代から東西交渉の要地として栄えた。シンハラ人の王国(BC 5世紀～AD11世紀)は、古代には乾燥地帯のアヌラーダプラを王都として大規模な灌漑施設を整えて長く栄えたが、その後、南インドの王国からの侵入を受け、転々と王都を移した。この時代のことは、歴代の王統とその事績を克明に記録した年代記「マハーワンサ」等にも詳しく述べられている。

16世紀からポルトガル、オランダに沿岸部を支配されたあと、1815年にイギリスによりそれまで西洋の列強に屈しなかった島中央部に位置したキャンディ王国は滅ぼされた。イギリスは、中央地でゴムや茶のプランテーション経営に乗りだし、スリ・ランカをイギリス資本主義に適應する国に変えた。

#### 4. スリ・ランカのエスニシティ・社会階層

主に仏教徒のシンハラ人が74%を占める。次に主にヒンドゥー教徒のタミル人が約18%である。タミル人のうち、全人口の5.4%を占めるのはインド・タミル人と呼ばれ、イギリスが紅茶のプランテーションを開始するにあたって労働者として南インドより移動させられた人々の子孫である。第三は、主に回教徒のムーア人が約7%住んでいる。この他にバーガー人と呼ばれる、ポルトガル人やイギリス人との混血の子孫である人々がいる。バーガー人の他、シンハラ人、タミル人の中の少数の人々はキリスト教徒である。1980年代から少数派のタミル人の立場をめぐる暴動や、抗争が絶えることがない。

スリ・ランカにおけるカーストは、伝統的な職業に関連した社会階層であるが、シンハラ人においてはカーストの種類はあまり多くなく、過半数は農耕カーストである「ゴイガマ」である(鈴木, 1996)。カーストのもつ意味が薄れた現在においても、異なったカーストに属する男女が結婚することはまれである。また、タミル人には彼ら独自のカーストがある。

カーストの他に重要な社会集団としては、親戚を意味する「パウラ」があり、どこの村落においても最も重要な親族集団であり、成員間の依存関係は高い。カーストやゲーといった伝統的社会集団に対する意識がうすれた現在なお、親族のもつ意味は大変大きい。人々は親族を頻繁に訪問しあい、現代の日本人の親族関係と比較すると、かなり密接な相互的關係を保持している。

スリ・ランカにおける結婚の特徴としては、シンハラの慣習法（旧キャンディ王国の高地シンハラに適用される）によれば、すべての結婚は、「マッシナー」（男性交叉イトコ）「ナーナー」（女性交叉イトコ）と呼び合うイトコ同士の婚姻でなければならない、とされる(谷口, 1987)。Madduma Bandara (Personal Communication, 1998)によれば、この慣習はセキュリティ、土地所有、財産相続と深い関わりをもち、過去において村ではイトコ以外の者と結婚する場合には第一イトコの同意を必要としたといった、文化に深く根ざしたものである。交叉イトコ婚でない場合においても儀礼等においてあたかもそうであるようにふるまう等(谷口, 1987)、交叉イトコによる結婚を正当とする文化をもつ1)。

## 5. スリ・ランカの言語

憲法によれば、公用語はシンハラ語、国語はシンハラ語とタミル語に定められている。1956年の選挙では、官公庁での使用言語をシンハラ語にするというシンハラ・オンリーを掲げて、人民統一戦線が勝利し、シンハラ語の公用語法が制定された。これにより、タミル人にとっては、就職や教育の道が閉ざされ、軍隊や警察など治安維持に関わる仕事からも締め出され、民族問題を引き起こすきっかけとなったという指摘もある(鈴木, 1996)。

一方で議会等主要な政府機関での会議は、今日でも英語で行われているが、英語で満足に仕事ができる人たちは全人口の10%にも達しない。このため英語が重要なステータス・シンボルとなり、社会的格差をつくり出している(中村, 1994)。

## 6. スリ・ランカの宗教

スリ・ランカの仏教は、BC3世紀にインドから伝来したとされている。上座部仏教であり出家と在野の区別が明確で、出家者が修行する寺院主体の出家仏教である(鈴木, 1996)。寺院内には、ヒンドゥーの神々をまつるデーウアーレと呼ばれる神社が共存している。

1972年に共和制に移行し新憲法を制定したが、その中では仏教に至高の地位を与え、国家がそれを保護・育成する責務を負うと明言する。

毎月満月の日は仏教徒の齋日であり、ポーヤと呼ばれ休日となる。その日は多くの信者が寺院を訪れる。

その他、タミル人のためのヒンドゥー寺院、回教徒のためのムスリム寺院が各村や町で共存している。

## 7. スリ・ランカの経済

スリ・ランカは1994年の1人あたり国民総生産(GNP)が640米\$であり、世界銀行による世界133ヶ国のGNPによるランクは1994年において低い方から45番目であり、低所得国(Low income economies)に分類されている。

スリ・ランカの経済は、紅茶、ココナッツ製品、ゴム(3大伝統商品)の栽培と輸出によって取得した外貨で国内必需物資を輸入するという典型的植民地経済であり、モノカルチャー経済構造を示している。

近年の特徴としては、海外出稼ぎの増加があげられるが、その多くはハウスメイド等の非熟練労働者である。

民族問題に伴う軍事支出が財政を圧迫しているほか、この問題は観光及び投資分野にも悪影響を及ぼしている。

## 8. スリ・ランカの政治

スリ・ランカは独立以来、政権の交代がすべて選挙で行われている民主主義国である。1994年に政権をとった人民連合のクマーラトゥンガ大統領は、民族問題の解決に力を注ぎ、近年では1995年以降、政府軍はタミル人分離を主

張するテロ集団「タミル・イーラム解放の虎」に対し大規模な軍事攻撃を仕掛けていますが、事態は泥沼化し双方に多くの死傷者を出している。このような軍事関係への多額の出費は、国家財政を逼迫させる結果となっている。この問題のために北東部では多数の難民が出ており、インド等海外へ出たタミル難民を合わせれば数十万人に達する。

スリ・ランカの法律は、多元的法体制をとる。シンハラ法にも西欧の影響の比較的ある低地シンハラ法とそのほとんどないキャンディ・シンハラ法があり、さらにタミル法とイスラム法が存在する(湯浅, 1988)。スリ・ランカが人種、宗教や言語の諸点で複合社会を構成していることが、この点からも理解される。

## 9. 日本との関係

日本とスリ・ランカの関係は第2次大戦前から、日本の船舶が頻繁にコロンプに寄港するという形によって密接であった。戦後、1952年に外交関係が樹立し、1954年のコロンプ・プラン加盟と同時に、小規模ながら日本からスリ・ランカに対する技術協力が開始された。

1986年以降現在まで、日本はスリ・ランカに対する最大の援助供与国になっている。また、スリ・ランカは近年の日本の十大援助供与国に含まれている。技術協力に関しては1996年度には、スリ・ランカに対してJICAを通して78名の専門家、67名の青年海外協力隊員が派遣された(国際協力事業団, 1997c)。このうち、青年海外協力隊員4名は障害児福祉の領域で活動している。

スリ・ランカにおける日本観は、アジアの中で戦後驚異的な経済発展を成し遂げた国ということで概して好意的である。スリ・ランカでは日本に対して明らかに特別な思い入れがあるという指摘もある(渋谷, 1987)。学校の教科書でも日本のことが「美しい国」として取り上げられ、日本に対する良いイメージをつくり出している。

近年日本を訪れるスリ・ランカ人には、出稼ぎ労働者が増えている。その多くは男性で肉体労働に従事している<sup>2)</sup>。何年かの出稼ぎ労働のあとまた元の職場に復帰することは可能である。

また、長野県青木村の例にみられるようにスリ・ランカ人花嫁を集団で迎え

ている過疎地域もある3)。

#### 注

1) そのために、イトコ結婚はかなり多く、全体の5分の1の者が母親の兄弟の娘との結婚であるという(戸谷, 1986)という記述もみられるが、これに関する統計等はないために、正確なところはわからない。

2) 筆者自身、スリ・ランカでは障害児教育の教員である男性から「休職し日本ではたらいている」と電話連絡を受けたことがある。

3) 中には、結婚がうまくいかず人権問題に発展するケースも報告されている(中村 1994)。

## 第2節 スリ・ランカの教育

### 1. スリ・ランカにおける教育の歴史

#### 1-1. 独立前の教育

スリ・ランカの前植民地時代の教育は、AD3世紀中葉インドから仏教が伝来したとき以来、宗教と一体化した形で始まった。僧侶養成校であるピリヴェナでは、仏教のもつ平等主義により僧侶をめざす者以外の人々にも学ぶ機会が与えられた(Myrdal, 1968)。ピリヴェナはシンハラ王朝代々の国王の庇護を受け、仏教の他に、文法、歴史、数学、占星術、医学等を教えた。

しかし、この伝統は16世紀から20世紀における、ポルトガル、オランダ、イギリスという当時の西洋列強の侵略により弱まった。14世紀以降の沿岸部におけるポルトガル及びオランダの治下においては、ローマンカトリックの各教派が、布教を主な目的として教区学校を各地に建てた。

16世紀のイギリス統治初期からは、布教と英語の話せる現地行政官養成を目標とした教育政策が実施された。19世紀後半になって各学校に対する補助金の導入により教育を受ける子どもの数が増加し、現在の教育に通ずる教育制度がつくられた。当時の学校には、英語教育を実施し授業料を徴収するエリート学校、現地語教育を実施する無料の私立キリスト教・仏教・ヒンドゥー教学校とがみられた。英語学校においてのみ中等教育が実施されており教員等のレベルが高く、行政官等のエリートになるのに有利であった。また、英語学校のケンブリッジ大学入試資格など、イギリス本国の学校への接続も準備された。イギリス統治時には、仏教学校は政府の補助金を受けることもなく一貫して軽視されていた(ヘーワーゲ, 1986)。

#### 1-2. 独立後の教育

独立後のスリ・ランカの教育における重要な出来事についてアジア開発銀行(Asian Development Bank, 1989)による年表を示す。



Table 補一2—1 スリランカの学校教育年表 (Some Landmarks in School Education in Sri Lanka, Asian Development Bank, 1989)

年	主要な出来事	
1945	無償教育の開始	Free Education in School Education
1957	補助学校の数の凍結	Freezing the number of assisted schools
1961	補助学校の国営化	Take over of assisted schools
1980	教科書の無償化	Free textbooks for school children
1981	教育改革方針	White Paper on Education, Proposals for Reform

1940年代に導入された、医療と教育の無償化及び食料への補助金導入等の政策は、社会経済、民族、宗教による教育の格差を生み出してきた植民地教育政策を根本から覆すものであった(Jayaweera, 1998)。1939年スリ・ランカ人初の教育大臣カンナンガラ(Kannangara, C. W. W.)のもとに特別委員会が設置され、その後(1)幼稚園から大学に至るすべての教育を無償とする、(2)小学校から現地語による教育を実施し、漸次大学にまで及ぼす、という1947年教育条例が採択され、独立後の教育体制の根幹をなす方向が打ち出された。その後のカンナンガラ特別委員会による改革(Kannangara Special Committee Reforms)に続く一連の教育改革は、独立後の教育に重要な発展をもたらした。

しかし、その後は政権が交替するたびに、カリキュラム・教育制度はたびたび変更され、結果として一貫性・整合性のない制度となっている(荒井, 1994; Ranaweera, 1995)。

1960年には政府は、補助金交付校及び訓練校特例法案(The Assisted Schools and Training Colleges (Special provisions) Act of 1960)を成立させ、それまで存続していた私立学校、宗派学校の多くを国有化した。このとき、国の補助を拒否し、私立にとどまったのはごく一部の学校であった<sup>1)</sup>。

## 2. スリ・ランカにおける教育制度

### 2-1. スリ・ランカにおける教育の概況

スリ・ランカは、GNPが低いにもかかわらず、高い識字率を誇り、南アジアの中では初等・中等教育を受ける子どもの率ももっとも高い。他の南アジア諸国において女兒の教育への参加率が低いのに対し、スリ・ランカでは男児と女兒の教育参加率には変わりがない。このように教育への参加と識字率という量的課題は達成されているが、その内容には多くの問題が残っている。

Ranaweera(1995)は、スリ・ランカの教育に関して地域・民族格差の是正、カリキュラムの質的向上、教員の訓練等により教育の質と効率を高め、予算投資に見合うだけの見返りを得る必要があると指摘している。教育の質は、特に都市スラム地域と農村・プランテーション地域において落ちこんでいる。また、現在のスリ・ランカの学校教育における大きな問題点の1つは、ドロップアウトすなわち中途退学(wastage)と原級留置(stagnation)が高率でみられることにある。

### 2-2. スリ・ランカにおける教育行政組織

教育省(Ministry of Education and Higher Education)は、1994年に旧教育文化情報省と旧高等教育科学技術省が合併したものである。前者は主に初等中等教育、後者は高等教育に関する業務を担当していた。

教育省は、初等中等教育と高等教育の一部となる教員養成学校(Colleges of Education)及び教員訓練学校(Teachers Colleges)を管轄している。教育省の下部組織としては、NIEと国家試験局(Department of Examination)がある。NIEは、教員の研修訓練とカリキュラム開発、研究、遠隔地教育、校長等管理者のためのスタッフカレッジの運営等をしている。

スリ・ランカでは、1987年の議会において「州議会制法案」が可決されて以来、各州に州議会が設置され、州首相及び州大臣が選出されるという地方分権化(Decentralization)が進められてきている。地方教育行政組織は、地方分権

制の導入後、中央教育省とは別個に各州の州議会を頂点に州教育局—県教育局—郡教育事務所という順で下部組織を形成している。それに伴い、中央教育省の職員の人数は減り、その機能も政策決定、各州の実施状況を監督する等の機能に縮小されている。

## 2—3. スリ・ランカにおける学校制度

1で述べたようにスリ・ランカはイギリスの旧植民地であったため、イギリスの教育制度に類似した教育制度体系をとっている。すなわち、小学校には5歳で入学し、5年間の初等教育、3年の前期中等教育、3年の後期中等教育、さらに2年間の高校（大学入学準備課程）の、5—3—2—2制となっている（Appendix 補—2—1）。

後期中等教育終了時に前期一般教育修了課程試験（General Certificate of Education Ordinary-Level Examination、以下GCE/Oレベル）が実施され、その結果によって高校への進学資格や技術専門学校等の職業訓練を受ける資格の有無が決まる。GCE/Oレベルの資格試験に合格する生徒数は毎年約45万人とされ、その内約15万人が実際に高校に進学する。

高校修了時には、後期一般教育修了課程試験（General Certificate of Education Advanced-Level Examination、以下GCE/Aレベル）が実施され、その結果に基づき大学や他の高等教育機関への入学資格が与えられる。GCE/Aレベルに合格する生徒数は毎年約3万5000人であるが、現存する大学の合計入学定員は8000名程度に過ぎない。大学は、全国に8つある総合大学と、1つの公開大学（Open University）、11の大学分校（Affiliated colleges）である。大学への進学率は2%程度である。

学校は公立学校（政府立学校）が圧倒的多数を占める。公立学校は受けられる教育レベルによって、4つの型に分けられる。1つの型では小学校から高校までの教育を提供する一方、別の型では初等教育あるいは前期中等教育までしか提供していない。また、公立学校には、ナショナルスクールやセントラルスクールといった政府指定校や、各地方の伝統校がある。このように、公立学校間の格差も大きいのがスリ・ランカの教育の特徴である。

公立学校以外には、私立学校、エステイト学校（プランテーション内の学校）、ピリヴェナ、認可を受けた学校、プレスクール、インターナショナルスクール、特殊学校がある。

学校は、1月から12月までを1年とし、3つの休暇にはさまれて3つの学期があり、最低190日の授業日をもつ。学校は7時半から2時までを授業時間とし、あいだに持参したおやつを食べる時間がある。

#### 2-4. スリ・ランカにおける学校教育の実状

スリ・ランカでは、一度ある学校に入学したあとは、第5学年での全国テストの成績優秀者として有力校への進学を提供されない限り、同じ学校で前期中等教育、あるいは後期中等教育まで受けるのが一般的である。しかし、前項で述べたように学校によっては第5学年までしかない場合もある。そのために、どの学校に入学するかで子どもの将来の教育レベルに大きな違いが出ると言える。逆に言えば、既に小学校入学の段階で両親の社会階層によって選別を受けているとみることできる。

学校によってタイプが異なるために、都市部では、多くの親が有力校に子どもを入れようとするため、自宅にもっとも近い学校に通うことはまれである。有力校への入学は、両親がその学校の卒業生である場合に入学を許可されやすい等、政治的な側面がはたらくようである。このように、スリ・ランカにおける公立（政府立）学校には日本における「公立学校」のイメージでははかれない面がある。コロombo近郊では、朝と昼の通学時間に中心地の有力校に1時間近くかけて、貸し切りマイクロバスで通う子どもたちを多く見かける。

また、無償教育を謳ってはいるが、政府立学校でも保護者に寄付金を要求しており、体育館や視聴覚施設等は寄付金でまかなわれている（上田, 1986; Ranaweera, 1995）。

学校での教授法は、教師が一方的に話して教えこむという方法が、今なお一般的である。また、Dore(1976)が指摘したように、試験で良い成績をとるという目標にしばられて、教育の内容が偏る傾向がある。

### 3. スリ・ランカにおける教員養成

#### 3-1. 教員養成の種類と課題

スリランカにおける教員養成の種類は以下の4つである。

- (1) 教員訓練学校
- (2) 教員養成学校
- (3) 遠隔地教育 (NIE)
- (4) 大学卒業者のためのディプロマ課程 (3大学で実施されている)

教員養成学校は、全国に11校あり、GCE/Aレベルの資格者に入学試験を実施している。これは、1985年にスリ・ランカで初めて入職前教育の「新規全寮制教員養成学校」として、設立されたものである。3年コースであるが、最後の1年は実際の教育現場ではたらく。教員養成学校の卒業者には、最低5年間教職に就く義務がある。年間約1000人を送り出している。

教員養成学校ができる前は、教員養成はもっぱら、入職後教育施設である教員訓練学校において行われていた。教員訓練学校は現職教員の訓練機関であり、全国に16校ある。未資格のまま採用された教員が2年間の研修を受ける。以前はOレベルの資格者も教員として採用されていたので、訓練を受ける教員にはAレベルの資格者の中にOレベルの者も混じっているという。年間約1000人を送り出している。

さらに、未資格教員の現職訓練としてNIEが行う、通信教育制度がある。この通信教育で定められた課程を修了すると、教員訓練学校を卒業したのと同じ資格が与えられる。またNIEは、教員養成学校及び教員訓練学校の修了者を対象とした教育学士課程(Bachelor of Education course)を実施している。

教員養成の問題としては第一に未資格(教員になるための研修・訓練を受けていない)教員の問題がある。1990年には、教員の42%が教師になるための訓練を受けていなかったと指摘されている(Ranaweera, 1995)。World Bank (1996a)によると、スリ・ランカには現在約19万人の教員が主に公立学校にいるが、1989年から1995年にかけての政治運動と結びついて採用された、5万人の訓練を受けていない教員の問題をかかえている。さらに、問題を複雑にし

ているのは人気のある地域では教員が多くなりすぎたのに対し、農村地帯や僻地では未だに教員が不足しているという点である。この5万人の訓練を受けていない教員の採用は教育財政を脅かしている。

教師—生徒の率において、シンハラ語学校とタミル語学校では格差がある。すなわちシンハラ人教師が多すぎ、タミル人教師が足りない。この問題は、1996年に5000人のタミル人教員が採用されたことにより幾分軽減された。

教員養成学校と訓練学校が年間に送り出す教員の数はそれぞれ、約1000人であり毎年採用される約1万人の教員の約5分の1である。そこで、NIEによる通信教育による訓練プログラムに大きく依存することになる。

### 3—2. スリ・ランカにおける教員の質に関する諸問題

教員の欠勤の問題は学校教育を円滑に実施していく上で大きな問題となっている。Wanasinghe and Abhayaratna(1991)は、教員の欠勤に関する調査を実施し、教員の出勤日は多くの教員が40日の年次休暇を利用するために、平均的な年の授業日185日のうち実際の勤務日は145日程度であること、私塾経営などの副業のために休む教員もいること、欠勤するのは生徒にとって良くないと考えているのはごく一部の教員であること等を指摘した。

1995年より教員の給料は割り増しされ(World Bank, 1996)、公務員の中でも高い月給を得ることになった。このように多額の予算を給料に費やさねばならなくなったために、僻地勤務手当等の予算は削られている。

一方、教員訓練学校は一般の学校と同じような乏しい設備しかもっていない。教員訓練学校のスタッフの資質向上のための研修の機会はほとんど与えられていない。スタッフの中には英語力が不十分であるために、新しい知識を吸収することができない者もいる。また、教員訓練学校の職員は、教員としての立場のまま臨時に講師として充当されるという形式をとっており、教師の教育者としての特別な給料体系等が整えられていない。

### 4. スリ・ランカにおける就学前教育

スリ・ランカにおける就学前教育に関する情報は限られている。ここでは、Peeris(1991)を中心にした文献と阿部純子<sup>2)</sup>への面談から得られた内容を中心にまとめる。

なお、スリ・ランカでは、主に都市部では就学前教育施設（以下プレスクールと呼ぶ）は一般に「モンテッソーリ」と呼ばれている<sup>3)</sup>。

#### 4-1. スリ・ランカの就学前教育に関する国の政策

独立以降導入されたどの教育改革においても、プレスクールについての言及は為されてきた<sup>4)</sup>が実施はされてきていない。プレスクールは、現在なお教育省、社会福祉局、あるいはその他の省庁のどこの管轄にも入っていないために、政府による政策がみられない<sup>5)</sup>。そのために、プレスクール及び子どもの数、設備やカリキュラム、その他一定水準の質を維持していくための政策や指針がない状態にある。また、国及びNGOによって実施された統計もない。法的な規制がないので、誰でもプレスクールを始められる状況にある（Peeris, 1991）。

1980年代のNIEの調査では、全国平均では38%がプレスクールに行っていたのに対し、貧困地域においては、17%しか通っていなかった(NIE, 1988)。しかしこの38%のプレスクールも設備等において不十分であることが指摘されている。近年では約半数の子どもが、数カ月から2年にわたってプレスクールに通っていると推定される(Ranaweera, 1995)。

#### 4-2. 就学前教育の運営母体及び就学前教育の目的

Peeris(1991)による就学前教育の運営団体をTable 補—2—1 に示す。所轄機関については、Peeris(1991)によれば、組織に属さない個人が自宅等で運営しているものがもっとも多い。一方、州政府、政府機関、NGOや私的機関(Private sector)が教育費を無料にしたり、設備等を提供しているプレスクールもある。

Table 補—2—1 就学前教育の運営団体

所轄機関	機関名	機関名 (英文)
政府機関	漁業省	Ministry of Fisheries
	コロombo市役所	Colombo Municipality
政府外郭団体	ジャナタ・エステート発展委員会 (プランテーションを 経営する法人)	J. V. D. B. (Janatha Estates Development Board)
	ステート・プランテーション 協会	State Plantation Corporation
	青少年問題スポーツ省国家青 年活動評議会	National Youth Services Council: NYSC
	サロボダヤ	Sarvodaya
NGO	ランカ・マヒラ・サミティヤ (婦人団体)	Lanka Mahila Samithiya
	サナサ (共同信用貯蓄・農村 開発のNGO)	Samupakara Naya Shanadhara Sangamaya: Sanasa
	キリスト教会	
	日本の仏教団体	
個人		

\* Peeris(1991)をもとに筆者が作成した<sup>6)</sup>

スリ・ランカにおける就学前教育施設の目的は、一般に学校教育への準備をする、すなわち、「文字や数について勉強する」ことであると考えられている。このようなプレスクールでは教員と子どものあいだには距離があり、教員は「こわい人」と見なされ、ときには鞭を見せて子どもを威嚇する場合もある。教員が子どもの情操を豊かにし、「先生と一緒に遊んでくれる場」ではない(前田, 1996)。

近年一部のNGOが、農村やプランテーション等発展の遅れた地域におけるプレスクールプログラムに着手している。またNGOの中で無視できないのは、日本の仏教団体の援助が過去15年にわたって大規模に入りこんでいることである。日本は多くのプレスクールを開設したのみならず、ヨシダ園 (Yoshida Institute) のように教員養成プログラムを実施している例もみられる。

ここで、農村開発のNGOの運営するプレスクールの例として、外国にもその



名が知られているサルボダヤのプレスクールについて見てみたい。UNESCO (1979)は、UNICEFの援助を受けたサルボダヤのプレスクールについて紹介している。それによれば、サルボダヤのプレスクールは村の母親グループの責任の下にある。教師には村の中でふさわしい若い女性を選ばれ、サルボダヤ訓練センターで3ヶ月の研修を受ける。サルボダヤが運営する村のプレスクールにおける子どもの栄養状態を改善するために、プレスクールの教師用の栄養マニュアルが出版されている(Sarvodaya, 1991)。このユニット内ではたらくプレスクール教員らは、周囲の環境の中で得られるものを教材として活用するよう奨励されるが、さらに必要なものはサルボダヤ本部から実費で購入できる。このように農村開発のNGOにおいても、プレスクールは生活改善、子どもの栄養状態の改善と深く結びついた社会運動であるととらえられている。

#### 4-3. スリ・ランカの就学前教育における教員の資質と教員養成

スリ・ランカの就学前教育における教員の教育レベルとしては、O-level資格者あるいはそれ以下の者が一般的であるが、中にはA-level資格者もいる。

大学の学部レベル、及び教員訓練学校には養成コースはなく、唯一公開大学に1年間の養成コース(Certificate Course in Pre-school Education Programme)があり、全国的に認められた唯一の修了証書を発行する<sup>7)</sup>。その他、各県でプレスクール教員に対する研修を実施している。クルネガラ県の場合は、3～4カ月の短期コース及び週末を利用した1年コースがNYSCにより実施されている<sup>8)</sup>。

プレスクールの教師の社会的地位はそれほど高くなく、「仕事がない」から「仕事を見つけるまでの腰掛け」としてやっている者もいる<sup>9) 10)</sup>。

幼稚園教育の分野で日本の青年海外協力隊員の援助が実施されてきており、1983年から1996年までに計21名派遣された(前田, 1997)。

#### 4-4. スリ・ランカにおけるプレスクール及び初等教育入学段階における子どもの能力に関する先行研究

Rajaratnam(1980)は、就学前教育が子どもの思考や社会性の発達に与える影響を検証するための実験的研究を行い、小学校1年の段階で就学前教育を受けた子どもの方が受けていない子どもより、認知発達、受容される社会的行動、情緒的適応、学校教育へのレディネスにおいて有意に優れていることを見いだした。しかし、就学前教育を受けた子どものあいだでは、経済的に恵まれた家庭及び貧困家庭の子どものあいだで、認知発達、受容される社会的行動、情緒的適応においては有意差がみられた。つまり、家庭環境要因は、幼稚園経験について考察するときは無視できないことを示した。

Palihakkara(1989)は、就学前教育における社会経済的要因についてさらに検討を加え、低収入家庭群の子どもは高収入群の子どもと比較し、言語発達、微細運動操作スキル、一定の概念形成において遅れていることを明らかにした。

NIEは、UNESCOコンサルタントのNagyの支援を受け、初等教育を受ける段階での子どもの諸能力について大規模な調査研究を実施した。その結果、8%が入学にあたっての能力が足りなく、22%が特別な援助を受ける必要があり、62%は十分な能力をもっており、8%は第2学年に進めるだけの能力をもってることが明らかになった(NIE, 1988)<sup>11)</sup>。

上述のNagyの報告書において、入学時点で30%の子どもが学習についていけるだけの諸能力を持ち合わせていないことが示されたが、このことが学校教育における高い率のドロップアウトを生み出している可能性は高い。一方、この結果は、入学段階で特別なニーズをもつ子どもたちが約30%いることを明確に示したという点で、スリ・ランカにおける障害児、そして特別なニーズをもつ子どもに対する視点を提供した重要な研究である<sup>12)</sup>。

## 注

1) しかし、特殊学校は私立にとどまり、社会福祉省の管轄する慈善施設として現在に至っているのは、第6章第1節で述べた通りである。

2) 青年海外協力隊員として1991年12月から3年半にわたって、北西州クルネガラ県においてNYSC(National Youth Service Council)に所属し、県内の幼稚園の巡回指導を行った(面談日1998年3月11日)

3) 実際の教育内容がモンテッソーリ法をどれだけ取り入れたものであるのかは別として、どのようにモンテッソーリ法あるいはその名称がスリ・ランカに導入されたかをふり返る必要がある。

インドでは、19世紀後半になってキリスト教宣教師によって就学前学校が設立されたが、20世紀に入るとヨーロッパからの影響で就学前教育は盛り上がりを見せ、幼稚園や保育園の他に新たにモンテッソーリ・スクールが台頭した(弘中, 1983)。モンテッソーリ(M. Montessori, 1870-1952)自身、祖国イタリアのファシズム政権を避け1939年から10年間、旧知の間柄のガンジー(M. K. Gandhi, 1869-1949)等がいるインドに滞在している。

4) Jayasuriya Commission Report (1961):「就学前学校(pre-primary school)を設立するために財政拠出方法は異なっているであろうが、地域社会は子どもの生涯における早期の段階の重要性を認識すべきである。それによりさらに多くの個人や企業が就学前教育を開拓するであろう。地域責任機関はその予算でプレスクールを運営することが求められる。」

Towards Relevance in Education (1979):「就学前学校の数と型についてのデータを収集すべきである。」

5) スリ・ランカにおいて就学前教育が国家の管轄に入っていない理由としては、スリ・ランカの学校教育が多くの国々では就学前教育の年齢とされる5歳から始められること、また幼児のいる家庭では近所に住む親戚、あるいは遠くの親戚から未婚の娘が子どもの世話をするために送られてくるという社会的習慣があること、等が考えられる。

6) 渋谷(1987)はインドにおける就学前教育機関を(1)私的団体や私人により設立・運営され、主として都市の富裕階級の子弟を対象とする就学前学校の系列、(2)都市の貧困層と農村の幼児を対象とし、保健衛生・栄養計画とともに教育活動を行い、地域の発展計画と密接な関係がある系列、の2つに大まかに分類している。

この渋谷の分類をスリ・ランカに適用するならば、Table 補—2—1における運営機関の中では、NYSC、キリスト教会、日本の仏教団体が運営するプレスクールが(1)に入ると考えられる。一方、その他のプランテーション地域や都市スラム地域におけるプレスクールが、渋谷の分類における(2)に入れられるものであると考えられる。

7) 1998年の募集要項によれば、このコースに応募するには、18歳以上でO-levelにおいて第一言語と数学を含めて少なくとも6科目合格していることが条件となっている。また、このコースの修了者には上級養成コース(Advanced certificate programme in pre-school Education)が用意されている。Sunday Observer(1998) The Open University of Sri Lanka: Enrolment of students for the Certificate Course in Pre-school education programme 1998/99. February 1.

8) 阿部との面談より

9) 阿部との面談より

10) プレスクールの教員の給料は、親が拠出する月謝が充当されるので都市部の幼稚園では月に3500Rs、農村部の幼稚園では300Rs程度と、特に農村地帯ではボランティアに近い額である。プレスクールに親が払う月謝は地方の都市部で月200Rs、英語で教育を実施するインタナショナル幼稚園で800Rs、村落部の幼稚園で20Rs程度である。

11) 報告書は一般に、Nagy's Reportと呼ばれている。Nagy's Reportでは、入学段階で学習を始めるだけの能力が形成されていない子どもに対して、学校の中で治療教育的活動(Remedial action)が必要であると指摘し、「発展途上国においては教育への完全参加そのものが新たな挑

戦であり、これは増大する入学年齢の子どもの異なったレベルにある認知、コミュニケーション、社会的ニーズに見合った、設備の充実、適切な訓練を受けた教員、適切なカリキュラムと計画をもって全うされる」と結論づけている。

12) この結果を受けて、Jönsson(1989a)は、障害児へのサービスは教育全体への視野をもって為されるべきであると述べている。

## 第3節 スリ・ランカの子どもの保健及び福祉

ここでは、主に、Ministry of Policy Planning and Implementation(MNPI)の発行物(1991a, 1991b)をもとに、スリ・ランカの子どもの健康状況についてまとめる。

### 1. 保健に関する一般的概況

スリ・ランカでは、独立後、医療行為の無料化政策を実施している。スリ・ランカの医療システムの特徴は、政府が保健省と伝統医学省をもち、伝統医学についても手厚く保護していることである(樋口, 1994)。

スリ・ランカは乳児死亡率、5歳未満児死亡率共に発展途上国の中では、著しく低いという特徴をもつ。5歳未満児死亡率は、その社会の保健・衛生状態を示す指標のみならず、子どもの生活の質を示す指標として重要視されているが、ユニセフによる、5歳未満児死亡率をもとにした145ヶ国のランクでは、スリ・ランカは109番目(死亡率がもっとも高い国を1位として)である(UNICEF, 1995)。

1歳児に対する予防接種(BCG、ジフテリア、ポリオ、麻疹)の実施率は日本のそれと変わりがなく(UNICEF, 1995)、これらの病気の発現率は著しく低くなっている。

乳児死亡の原因は栄養失調、発育不全、呼吸器その他の感染症、下痢、寄生虫病の順である。乳児死亡は、特に紅茶プランテーション地域、都市部貧困地域、その他の貧困地域においてより多くみられる。

14歳以下の子どもの死亡の原因は、多い方から感染症、呼吸器病、寄生虫病、事故、暴力、神経系や心臓の病気である。5歳未満児の死亡原因の4分の1は下痢によるものである。

### 2. 栄養

栄養不良(undernourishment)とは食物の摂取量が少ないために必要なエネルギー

ギー量が充足されていない状態であり、栄養失調 (malnutrition) とは、摂取量は足りているが重要な蛋白質やビタミンが不足している状態をさす (丸井, 1995) 。スリ・ランカの場合、必要最低カロリーは摂取されているので、栄養失調の問題に目を向ける必要がある。

スリ・ランカにおける出生体重が非常に軽い新生児の割合は、5歳未満児死亡率が同程度の国々より多い(UNICEF, 1995a)。その理由としては、母親の貧血及び栄養失調による発育不良があげられている。

サルボダヤは、スリ・ランカ全域に多くの支部をもち国際的にも名を知られたNGOであるが、栄養問題に注目し、栄養プロジェクトを実施している (Sarvodaya, 1995)。また、運営する村のプレスクールにおいて栄養状態を改善するために、プレスクールの教師用の栄養マニュアルを出版している (Sarvodaya, 1991)。

### 3. 水と清潔

清潔で安全な水にアクセスできることは、人間の生存や生活にとって必須である。下痢の原因は、非衛生的な飲料水や生活環境にある。スリ・ランカで安全な水を手に入れられるのは、都市部では80%、農村部では55%である (UNICEF, 1995a)。

井戸は、スリ・ランカの4分の3の家庭で飲み水として用いられている。河川やため池の水を使用している家庭は7%前後であり、残りは水道水を使用している (Baldwin, 1991)。

### 4. 社会福祉

社会福祉省の組織図をFig. 補—3—1に示す。Fig. 補—3—1の社会福祉局、児童保護局、社会開発 (福祉) 専門学校は1965年に社会福祉省の管轄下に統合されたが、現在でも建物が離れており業務も別々に実施されている。

ここでは、MPPI(1991a)、セートウンガ(1998a)をもとにスリ・ランカで福祉サービスを必要とする子どもの問題についてまとめる。現在のスリ・ランカで

もっとも深刻な子どもの問題は、孤児、中でも北東部の民族紛争による戦争孤児の多さである。その他に、都市部でのストリート・チルドレン、プランテーション地域での児童労働、海岸地域での男児による児童売春、麻薬中毒等保護を必要とする子どもたちがいる。

セートウンガ(1998a)によれば、スリ・ランカの社会福祉制度の問題点は、過去の政権交替のたびに大幅な組織改編が実施され業務に混乱をもたらしてきたという点である。

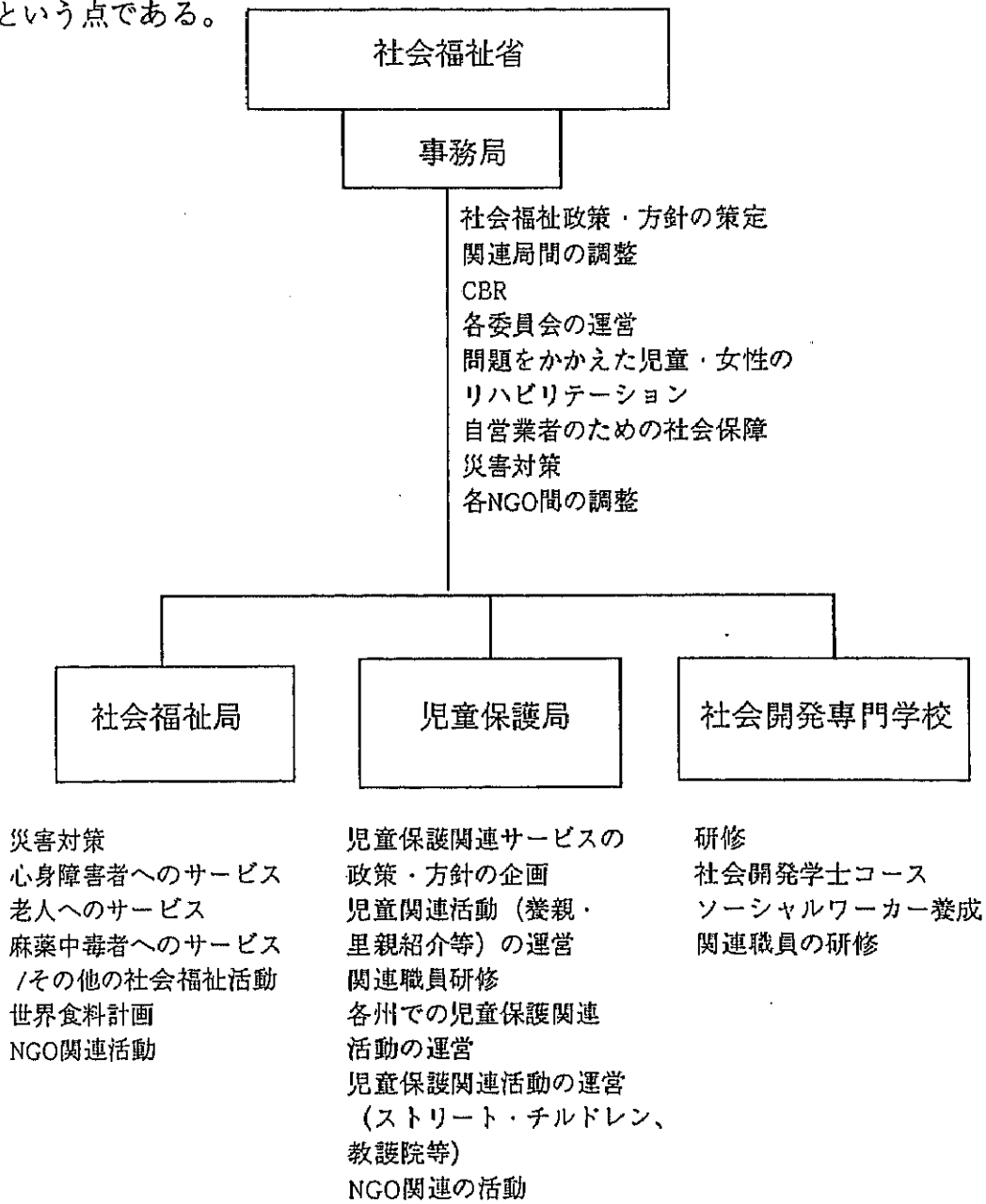


Fig. 補一3-1 社会福祉省組織図 (州議会の組織図はFig. 6-2-1 参照のこと)

\* Ministry of Social Services(1997)  
 翻訳：セートウンガ・ブラサード、古田弘子  
 \*\* ( ) 内は訳者によりつけ加えられた。